

「いじめ」の心理学と人権意識の教育

未成熟な心に過大な期待をしていないでしょうか

小山田 隆明

1.『わたしのいもうと』(松谷・文、味戸・絵)という本をご存知ですか？

この悲しい話を聞いて、「いじめ」はなくなるでしょうか。閉じこもり、口をきかなくなってしまう「いもうと」の部屋の窓の外を、笑いながら、おしゃべりしながら、何事もなかったように通って行くいじめた子どもたちは、中学生になり、高校生になりました。この子どもたちは、「いもうと」のことを忘れてしまったのでしょうか？

『わたしのいもうと』を読み聞かせて、可哀想にと思うだけでよいのでしょうか？楽しい経験を不快な経験に変えなければ、どんな行動も止めることはできません。

2.「いじめ」とは他の人に対する攻撃です

「いじめ」の定義を文部科学省は、次のように変えました。

従来の定義：「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的の攻撃を加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」(下線部分が削除・変更)

最近の定義：「子どもが一定の人間関係のある者から、心理的・物理的の攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」「いじめか否かの判断は、いじめられた子どもの立場に立って行う」(2007.1.9)。いじめている側に積極的な加害意思がなくても、「いじめ」は生じます。

- ・心理的な攻撃による「いじめ」：言葉による攻撃で、相手に不快感や苦痛を与える行為、態度による攻撃で、無視(しかと)、口をきかない、仲間はずれなどにより相手に不快感や苦痛を与える行為。
- ・物理的な攻撃による「いじめ」：暴力による身体への攻撃で、殴る、蹴るなどの他、髪の毛を切る、焼くなどの行為。

このような他の人への攻撃は、成人の場合には刑法が適用され、犯罪や人権侵害になります(上司によるいじめ：パワーハラスメントも)、少年の場合には人格が未成熟で発達途上にあるため、「少年法」が適用され非行とされます。

3.「いじめ」はどのように行われるのでしょうか？

「いじめ」は、相手が逃げることも避けることも出来ないような状況の中で行われます。そのような状況があれば、誰れでも「いじめ」の対象になります。児童・生徒ばかりでなく教師も。集団の中で孤立しないようにしても、それでも「いじめ」は生じます。

「いじめ」をする者は、自分と異なる特徴をもつ者を「いじめ」の対象にします。なぜでしょうか？「いじめ」をする児童・生徒の多くは、学習が不振な者、強い劣感のある者、性格に歪みのある者、家庭環境に恵まれない者、親から愛情をかけられていない者、親や教師、友だちから認められていない者などです。これらの者は、満たされない心、欲求不満の状態にあり、不満やイライラを解消させる行動が他の人への攻撃、「いじめ」行動となって現れます(心理学では「欲求不満 攻撃」仮説と言い

ます)。

欲求不満による「いじめ」行動は、欲求不満を生じさせた直接の原因への攻撃ではなく、攻撃しやすい対象へ置き換えられた攻撃と考えることが出来ます。教師の厳しい指導が、それに附いて行けない児童・生徒に欲求不満を生じさせ、弱い者への「いじめ」行動を誘発することになります。

「いじめ」行動が繰り返されるうちに、「いじめ」行動そのものが優越や支配の快い感情を伴うようになり、その感情は強められ、次第に「いじめ」は楽しいものとなり、続くことになります。それゆえ、児童・生徒に欲求不満を生じさせないようにすると共に、置き換えられた対象への攻撃を防がなければなりません。

4.「いじめ」と児童虐待、どこか似ていないでしょうか？

「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年5月制定)は、その目的を「児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、」(第1条)としており、下線部分が平成16年に挿入されました。この挿入は重大な意味があります。この法律で、児童虐待とは保護者による児童(18歳未満の者)への次のような行為をいっております(第2条)。

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

児童に対する著しい暴言又は著しく拒否的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう)その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。(平成16年に下線部分が挿入)

児童虐待が子どもの人権侵害の問題ならば、「いじめ」も同じように人権侵害なのですが、「いじめ」については人権侵害という意識は希薄です。なぜでしょうか？

5.「いじめ」が続くと、抑うつ状態になります

『わたしのいもうと』の症状は、うつ病の症状と非常によく似ています。抑うつ状態やうつ病になると自殺が多くなります。そこで、無気力を形成する実験を紹介いたします。逃げることも避けることも出来ないような状況で、不快で苦痛な刺激を繰り返し与えられると、「何をやってもだめ」という外界統制不能感情(絶望感)を生じさせます。この方法でうつ病の動物モデルが作られました。

6.「いじめ」は法的な責任を問われます

「いじめ」をする者に、「いじめ」が刑法上の犯罪になるという意識はほとんどありません。そこで、「いじめ」が人権侵害であり、刑法上の犯罪になり、民法の損害賠償の対象になることを知るならば、「いじめ」を抑制する大きな力になります。大人の場合でも、罰則を厳しくすると、その件数が減少することは、飲酒運転の罰則強化の例にみられます。

(1) 刑法上の責任

- ・人を軽蔑する発言をする（侮辱罪、刑法 231 条）
 - ・隠しておきたいことを言いふらす（名誉毀損罪、刑法 230 条）
 - ・物を汚す、こわす（器物損壊罪、刑法 261 条）
 - ・物を隠す、盗む（窃盗罪、刑法 235 条）
 - ・害を加えらるとおどす（脅迫罪、刑法 222 条）
 - ・いやがることをやらせる（強要罪、刑法 223 条）
 - ・おどしてお金を出させる（恐喝罪、刑法 249 条）
 - ・強引にお金をとる（強盗罪、刑法 236 条）
 - ・人をたたく（暴行罪、刑法 208 条）
 - ・人にケガを負わせる（傷害罪、刑法 204 条）
 - ・川や池に顔を何度も押しつける（殺人未遂罪、刑法 203 条）
- (2) 民事上の責任：不法行為に基づく損害賠償（民法 709、714、719 条）
- ・積極損害（治療費、修理費等）
 - ・逸失利益
 - ・慰謝料等

7. 心情に訴える教育だけでは「いじめ」はなくなりません

「今年の漢字」は「偽」だそうですが、社会規範や道徳を守らない大人がいるので、発達途上で未成熟な児童・生徒の心に訴える心情的な教育だけでは、望ましくない欲求や行動を抑えることは難しいのです。

近年、理解できないような少年の犯罪が増えてきました。「キレル」子どもの心は、どのようになっているのでしょうか。幼児の心と児童や青年の心が同時に活動し始めたら、幼児のような欲求を大人の体力と知能で実現しようとしたら、その行動は理解困難なものになります。そんな生徒たちの心を輪切りにしたら、「神戸のA少年」のように幼児と児童と青年の心がきつとまだら模様になっているはずで

「お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導すること。特に、道徳教育、心の教育を通して、このような指導の充実を図ること」。これは文部科学省の緊急連絡会でのコメントです（2006.11.07）。

児童・生徒は未成熟である故に、より一層社会規範を学習させる必要があるのに、このコメントは社会的な人間へ教育するという視点が希薄です。法や社会規範は人と社会を守り、それを犯す者は厳しく罰せられることを学習することで、望ましくない行動を抑制することが出来るからです。

道徳的感情はたとえ激しい感情であっても、感情ゆえに次第に弱まってきましたが、知（理性）で補うことで力を持ち続けます。中野富士見中学いじめ自殺事件(1986)、山形マツト死事件(1993)、愛知県西尾市中学生いじめ自殺事件(1994)、福岡中2いじめ自殺事件(2006)などの「いじめ」裁判の判決文は、「いじめ」問題のよい学習教材になります。裁判所の判断は、私たちの社会を支えるもっとも基本的な規範に基づいているからです。

『わたしのいもうと』への同情と「いじめ」裁判の判決文の理解は、児童・生徒が社会人として生きて行くために必要ではないでしょうか。